

経営者保証不要の保証制度 概要（抜粋）

保証制度名等	CSネクスト保証	金融機関連携型	プロパー融資借換特別保証	事業者選択型 経営者保証非提供促進資金 《府 国補助制度》	事業者選択型 経営者保証非提供促進特別保証 《国補助制度》	事業者選択型 経営者保証非提供制度 《横断的制度》
取扱区分	保証制度	保証取扱い	保証制度	保証制度	保証制度	保証取扱い
取扱要件	次の要件のいずれにも該当 ① 金融機関と与信取引があり、2期以上の税務申告をしている法人 ② 別に定める純資産額に応じたストック要件、フロー要件に該当するもの	次の要件のいずれにも該当 ① 取扱金融機関に、経保・保全なしのプロパーがある ② 直近決算が債務超過でない、かつ、直近2期決算の減価償却前経常利益が連続して赤字でない ③ 法人・個人が分離。資金のやり取りが社会通念上、適切な範囲内。適時適切に財務情報等が提供されている。	次の要件のいずれにも該当 ① 取扱金融機関に、経保付のプロパーがある ② 直近決算が資産超過 ③ EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内 ④ 法人・個人が分離 ⑤ 返済緩和している借入がない	次の要件のいずれにも該当（未決算先は①～③、1期先は③を除く） ① 申込日以前2年間において金融機関の求めに応じて決算書等を提出している ② 直近決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬、賞与、配当等が社会通念上適切な範囲である ③ 次のいずれかもしくは両方を満たしている a. 直近決算が債務超過でない b. 直近2期決算の減価償却前経常利益が連続して赤字でない ④ 次の両方を継続的に充足することの誓約書を提出している a. 金融機関の求めに応じて決算書等を提出すること b. 代表者への貸付金等がなく、役員報酬、賞与、配当等が社会通念上適切な範囲を超えないこと ⑤ 保証料率の引き上げにより経保を不要とすることを希望		
保証限度額	1億円	各保証の定めによる	【有担保】2億円(組合等)4億円 【無担保】8,000万円	【一般関係】8,000万円 【経営安定4・5号】8,000万円		各保証の定めによる
保証期間	一括 7年以内 分割 7年以内(据置期間7年以内)	各保証の定めによる	1年以内 10年以内(据置期間1年以内)	1年以内 10年以内(据置期間1年以内)		各保証の定めによる
責任共有	責任共有	各保証の定めによる	責任共有	【一般関係・経安5号】責任共有	【経安4号】責任共有外	各保証の定めによる
保証料補助	なし	なし	なし	あり	あり(申込年度に応じ変動)	なし
信用保証料(*)	0.45%~1.90%	各保証の定めによる	【有担保】0.32%~1.62% 【無担保】0.45%~1.90%	各保証の定めによる	各保証の定めによる	各保証の定めによる
上乗せ率	なし	なし	なし	令和6年度 +0.10% or +0.30%	令和6年度 +0.10% or +0.30% 令和7年度 +0.15% or +0.35% 令和8年度 +0.20% or +0.40%	【取扱要件③両方該当】+0.25% 【取扱要件③1つ該当】+0.45%
金融機関の責務	◆事業年度毎にフォローアップ票を協会に提出(完済まで)	—	◆経保・保全のないプロパーを取組むこと(融資実行もしくは経保解除)	◆取扱要件④a. bの誓約事項について、継続的な充足を促すこと ◆誓約事項に違反している場合は、中小企業者に働きかけ、改善が見られない場合は、対応を協議すること		
取扱期間	—	—	~令和9年3月31日	~令和7年3月31日	~令和9年3月31日	—
備考	◆提携保証のため、金融機関により取扱いできない場合あり	◆保証取扱いにつき、各保証制度にあわせて取組可	◆保証限度は経保なしプロパー残高の範囲内 ◆資金用途は経保付プロパーの借換に限る	◆取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ◆令和7年度以降の継続は未定	◆取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ◆一部の提携保証でも利用可	◆取扱要件③の該当状況により上乗せ保証料率変動 ◆保証取扱いにつき、各保証制度にあわせて取組可

(*)「信用保証料」は保証料補助を加味したお客さまの実質的な負担料率を表示

※本資料は経営者保証不要の取扱いの概要をまとめたものです。別に定める要件や運用等もありますのでご注意ください。